

石川県公報

平成 23 年 10 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 68 号)

目 次

告 示	
鳥獣保護区の存続期間の更新 休猟区の指定	(自然環境課) 1 (同) 3
特例休猟区の指定	(同) 5
特定猟具使用禁止区域の指定	(同) 6

告 示

石川県告示第462号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

平成23年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

城山鳥獣保護区

2 区域

鳳珠郡穴水町字川島地内の小又川左岸と国道249号との交点の川島大橋を起点とし、同所から同国道を珠洲方向に進み町道麦ヶ浦線との交点に至り、同所から同町道を南に進み七海川河口左岸に至り、同所から対岸に進み同川河口右岸に至り、同所から海岸汀線を西に進みタケガ鼻を経て小又川河口左岸に至り、同所から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

260ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成43年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、穴水町由比ヶ丘に位置し、アカマツ等の針葉樹やコナラ、クヌギ等の広葉樹及びツバキ、ヒサカキ等の低木で森林が形成されている。このような自然環境を反映して、アオサギ、ウミネコ、ヒヨドリ等の留鳥や猛禽類のミサゴ等ほか、冬鳥のホシハジロ、キンクロハジロ等が飛来する野生鳥獣の生息に適した環境である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

1 名称

木ノ浦鳥獣保護区

2 区域

珠洲市折戸町地内の主要地方道大谷狼煙飯田線と折戸川右岸及び主要地方道折戸飯田線との交点の折戸大橋を起点とし、同所から同主要地方道折戸飯田線を南南西に進み市道253 - 2号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み旧折戸・高屋街道との交点に至り、同所から同街道を南西に進み開拓パイロット農道との交点に至り、同所から同農道を西に進み同市高屋町地内の高屋川の右岸との交点に至り、同所から同川右岸を下流に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を東に進み折戸川河口右岸との交点に至り、同所から同川右岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

420ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成43年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、珠洲市高屋町から折戸町の間に位置し、アカマツ、スギ等の針葉樹やコナラ等の広葉樹及び竹林で森林が形成されている。このような自然環境を反映して、ヒヨドリ、メジロ、ホオジロ、ウグイス等の留鳥のほか、イワツバメ、ホトトギス等の夏鳥や、冬鳥のミヤマホオジロ等が飛来する野生鳥獣の生息に適した環境である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

1 名称

珠洲中央鳥獣保護区

2 区域

珠洲市若山町延武地内の国道249号と市道726号との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み輪島市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を北西に進み主要地方道珠洲里線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み一般県道上黒丸大谷線との交点に至り、同所から同県道を北に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み主要地方道大谷狼煙飯田線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み一般県道高屋出田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み国営農用地開発幹線道路との交点に至り、同所から同幹線道路を西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,810ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、宝立山の北東部に位置し、アカマツ等の針葉樹や、コナラ等の広葉樹で森林が形成されている。このような自然環境を反映して、アオサギ、キジバト、ウグイス、ヒヨドリ、カワラヒワ、ハクセキレイ等の留鳥やアトリ、マヒワ、ツグミ等の多数の渡り鳥の渡来も多く、野生鳥獣の生息に適した環境である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐^{ひつ}な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

石川県告示第463号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

平成23年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

宝達休猟区

2 区域

羽咋郡宝達志水町北川尻地内の町道北川尻紺屋町線と国道249号との交点を起点とし、同所から同国道を北北東に進み町道堂田上田線との交点に至り、同所から同町道を東に進み国道471号との交点に至り、同所から同国道を北北東に進み一般県道宝達今浜線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み林道宝達新宮線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み林道野田線との交点に至り、同所から同林道を南に進み主要地方道押水福岡線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み羽咋郡宝達志水町とかほく市の行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を北西に進み主要地方道押水福岡線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み林道東間線との交点に至り、同所から同林道を北西及び南西に進み町道紺屋町宝達山頂公園線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道免田坪山線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道北川尻紺屋町線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,436ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

1 名称

柳瀬休猟区

2 区域

羽咋市新保町地内の国道249号と主要地方道高岡羽咋線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東に進み国道159号との交差点を経て町道子浦針山線との交点に至り、同所から同町道を南に進み聖川幹線農道との交点に至り、同所から同農道を南に進み再び町道子浦針山線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道新宮平床線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道平床1号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み相見川右岸に至り、同所から同川右岸を西に進み国道471号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を北北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,045ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

1 名称

北大呑休猟区

2 区域

七尾市庵町地内の一般県道庵鷺浦大田新線と国道160号との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み同市黒

崎町地内の市道南大呑1号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道城山線との交点に至り、同所から同県道を北に進み同市矢田町(竹町)地内の市道矢田郷81号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同市万行町(上出)地内の市道東湊62号との交点に至り、同所から同市道を北に進み同市大田町(大田八幡)地内の国道160号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,700ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

1 名称

時長休猟区

2 区域

旧内浦町と旧能都町との行政区界と国道249号との交点を起点とし、同所から同行政区界を北西に進み旧内浦町と旧柳田村との行政区界と主要地方道内浦柳田線との交点に至り、同所から同主要地方道を東に進み旧内浦町字松波地内の国道249号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,580ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

1 名称

西山休猟区

2 区域

輪島市里町地内の一般県道柳田里線と主要地方道珠洲里線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東に進み舟木谷峠に至り、同所から尾根沿いに南に進み天笠山に至り、同所から尾根沿いにさらに南に進み一般県道金蔵川西線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般県道柳田里線との交点に至り、同所から同県道を南に進み輪島市と能登町の行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を西に進み瓶ノ森山の山道との交点に至り、同所から同山道を北に進み市道忍線との交点に至り、同所から同市道を北に進み輪島市忍町石濱地内の市道小田屋東山里線との交点に至り、同所から同市道を北に進み主要地方道珠洲里線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,457ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成25年10月31日まで

1 名称

柏原休猟区

2 区域

珠洲市宝立町南黒丸地内の市道676号と市道14号線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み県土幹線軸道珠洲道路との交点に至り、同所から同県土幹線軸道を南西に進み市道55号線との交点に至り、同所から同市道を北北西に進み主要地方道珠洲穴水線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み市道676号との交点に至り、同所から同市道を南南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,870ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

石川県告示第464号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣(イノシシ)に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成23年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

宝達特例休猟区

2 区域

羽咋郡宝達志水町北川尻地内の町道北川紺屋町線と国道249号との交点を起点とし、同所から同国道を北北東に進み町道堂田上田線との交点に至り、同所から同町道を東に進み国道471号との交点に至り、同所から同国道を北北東に進み一般県道宝達今浜線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み林道宝達新宮線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み林道野田線との交点に至り、同所から同林道を南に進み主要地方道押水福岡線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み羽咋郡宝達志水町とかほく市の行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を北西に進み主要地方道押水福岡線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み林道東間線との交点に至り、同所から同林道を北西及び南西に進み町道紺屋町宝達山頂公園線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道免田坪山線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道北川尻紺屋町線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,436ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

1 名称

柳瀬特例休猟区

2 区域

羽咋市新保町地内の国道249号と主要地方道高岡羽咋線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東に進み国道159号との交差点を経て町道子浦針山線との交点に至り、同所から同町道を南に進み聖川幹線農道との交点に至り、同所から同農道を南に進み再び町道子浦針山線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道新宮平床線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道平床1号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み相見川右岸に至り、同所から同川右岸を西に進み国道471号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を北北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,045ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

1 名称

北大呑特例休猟区

2 区域

七尾市庵町地内の一般県道庵鷺浦大田新線と国道160号との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み同市黒崎町地内の市道南大呑1号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道城山線との交点に至り、同所から同県道を北に進み同市矢田町(竹町)地内の市道矢田郷81号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同市万行町(上出)地内の市道東湊62号との交点に至り、同所から同市道を北に進み同市大田町(大田八幡)地内の国道160号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,700ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

石川県告示第465号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成23年10月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

木場潟特定猟具使用禁止区域

2 区域

小松市木場町、符津町、矢崎町、今江町、蓮代寺町及び三谷町地内に位置する木場潟公園の水面一円の区域

3 面積

114ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

犀川大桑地区特定猟具使用禁止区域

2 区域

金沢市城南2丁目地内の市道城南2丁目線32号と犀川に架かる通称鞍月用水取水堰^{ぜき}との交点を起点とし、同所から同川右岸堤防を上流に向かって進み市道準幹線504号幸町涌波線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道涌波2丁目線5号との交点（通称導水管）に至り、同所から同川左岸に向かって南西に進み市道崎浦3号大桑町線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み大桑橋に至り、同所から同川左岸堤防を下流に向かって進み通称鞍月用水取水堰^{ぜき}との交点に至り、同所から同取水堰を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

32ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

大津潟・深見潟特定猟具使用禁止区域

2 区域

七尾市田鶴浜白浜地内の国道249号と主要地方道田鶴浜堀松線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南西に進み大津農道52号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み大津川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東に進み国道249号との交点に至り、同所から同川右岸河口を南東に進み深見潟の堤防海側の汀線との交点に至り、同所から同潟堤防の海側の汀線を北東及び南東に進み市道深見5号線終点と同潟堤防海側との交点に至り、同所から同堤防を南西及び西に進みJR七尾線を横断し起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

15ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

蛸島大池特定猟具使用禁止区域

2 区域

珠洲市蛸島町地内の市道16号線と市道15号線及び市道56号との交点を起点とし、同所から市道15号線を南西に進み田喜知前田畠道との交点に至り、同所から同道を北北西に進み市道56号を横断し蛸島大池の通称中胴に至り、同所から直線で北西に進み対岸の通称箱の口に至り、同所から通称開拓農道を北東に進み市道16号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

17ヘクタール

4 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

